(目的)

- 第1条 この要綱は、省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫を買換えにより設置した者に対して、その費用の一部を補助することにより、エネルギー消費性能が優れた家庭用電気機器(以下「家電」という。)の普及促進による節電の推進を図り、もって脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。)の実現及び地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 省エネエアコン エアコンディショナーのうち、次のア又はイのいずれかに 該当するもの
 - ア エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示(令和4年経済産業省告示第162号)による改正前のエネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「改正前経済産業省告示」という。)別添1に定める様式による表示において、多段階評価の星の数が4以上であるものであって、多摩市長(以下「市長」という。)が認めるもの
 - イ エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(以下「経済産業省告示」という。)別添1-1に定める様式による表示において、多段階評価の星の数が3以上のもの又は多段階評価の星の数が1.5以上であり、かつ、冷房能力が3.6キロワット以上のものであって、市長が認めるもの
 - (2) 省エネ冷蔵庫 電気冷蔵庫のうち、経済産業省告示別添4-1に定める様式による表示において省エネ基準達成率が100パーセント以上のものであって、市長が認めるものをいう。

(補助対象家電)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる家電(以下「補助対象家電」という。)は、買換 えにより多摩市内(以下「市内」という。)の住宅に設置した省エネエアコン及び省エ ネ冷蔵庫とする。
- 2 補助対象家電は、1の住宅(世帯ごとに独立した生活を営んでいると認められる二世 帯住宅等の場合は、それぞれの世帯に係る部分を1の住宅とする。)につき省エネエア コン及び省エネ冷蔵庫ごとに1台とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条第1項の規定による補助金の交付の申請(以下「補助金申請」という。)を する日(以下「申請日」という。)において市内に住所を有する者(住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第5条の規定により多摩市が備える住民基本台帳に記録 されている者をいう。)であること。
- (2) 令和5年5月1日から同年9月30日までの間に、市内の小売店舗において、買換えの目的で新品の補助対象家電を購入し、かつ、当該期間内に自らが居住する市内の住宅に設置した者であること。
- (3) 世帯に属する全ての者が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 世帯に属する全ての者が、申請日において令和4年度分までの市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象家電の購入に要した費用(ポイント割引及び消費税に相当する部分を除く。)及びその設置に要した費用(補助対象者が自ら設置を行った場合の当該費用を除く。)とし、補助金の額は、補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)と20,000円とを比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付総額)

第6条 補助金の交付は、予算に定める額の範囲内で行い、第8条第1項の規定による補助金の交付決定額の総額が当該予算に定める額を超えるときは、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請等)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める申請期間に、多摩市省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 補助金の交付を受けようとする者が補助対象家電の購入をしたこと及びその費用を確認できる領収書の写し
 - (2) 製造事業者が発行した補助対象家電の保証書の写し
 - (3) 家電リサイクル券 (特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) 第43 条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。) (排出者控え)の写し
 - (4) 設置した場所を確認できる納品書等の書類の写し
 - (5) 市内に住所を有することを確認できる書類の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申請を令和5年5月1日から同年10月 31日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、補助金申請があった場合は、申請内容を審査し、補助金を交付すること が適当であると認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、多摩市省エネエアコン及 び冷蔵庫買換促進補助金交付決定・交付額確定通知書(第2号様式。以下「交付決定通 知書」という。)により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは速やかに 補助金を交付しないことを決定し、交付しない理由を付して、多摩市省エネエアコン及 び冷蔵庫買換促進補助金不交付決定通知書(第3号様式)により当該補助金申請をした 者に通知する。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定は、補助金申請があった日から順次行うものとし、補助金の交付決定額の総額が、予算に定める額を超えることとなるときは、その日以後の補助金申請に係る補助金の交付の決定を行わない。この場合において、同一の日に複数の補助金申請があったことにより、補助金の交付決定額の総額が予算に定める額を超えると見込まれるときは、市長が定める方法により抽選を行うものとし、当該抽選により決定した順序により補助金の交付の決定を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定に当たって、必要と認める条件を付 すことができる。

(補助金の交付に係る状況調査)

第9条 市長は、第8条第1項の規定による審査又は補助金の交付に関し必要と認めると きは、当該審査に係る申請をした者又は被交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行 うことができる。

(アンケートへの協力)

第10条 補助金申請をする者は、市長が実施する地球温暖化の防止に係る対策の推進に 関するアンケートに協力するよう努めなければならない。

(申請の撤回)

- 第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に、多摩市省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金交付申請撤回届(第4号様式)を市長に提出し、申請の撤回をすることができる。(補助金の交付)
- 第12条 市長は、第8条第1項の規定により補助金を交付することを決定したときは、 当該決定を行った日において当該申請した額(申請額と当該決定による確定額が異なる 場合は、確定額)によって請求があったものとみなし、速やかに補助金を交付するもの とする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、 多摩市省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金交付決定取消通知書(第5号様式)に より被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、

別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第15条 市長は、第13条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を、被交付決定者に納付させることができる。
- 2 市長は、被交付決定者に補助金の返還を命じた場合においては、被交付決定者がこれ を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、 その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満 の場合を除く。)を納付させることができる。

(違約加算金の計算)

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。 (補則)
- 第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。